

## 支給対象事業所・支給額一覧

| サービス体系 |               | サービス種別   | 対象事業所  | 支給額（※2、※3）      |
|--------|---------------|--|--|-----------------|
| 1      | 通所系サービス事業所    | 療養介護・生活介護・自立訓練<br>就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援                 | 下記①～③を全て満たす事業所<br><br>① 令和5年12月1日（基準日）時点において、北区内に所在<br>② 障害者総合支援法または児童福祉法に基づく認可・指定を受けている<br>③ 令和5年4月1日以降、継続して事業を運営<br>（ただし、下記「※1」を除く。） | 1事業所につき200,000円 |
| 2      | 障害児通所系サービス事業所 | 児童発達支援・放課後等デイサービス<br>居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援              |  | 1事業所につき200,000円 |
| 3      | 短期入所系サービス事業所  | 短期入所   |  | 1事業所につき300,000円 |
| 4      | 入所・居住系サービス事業所 | 共同生活援助（グループホーム）  |  | 1事業所につき300,000円 |
| 5      | 訪問入浴系サービス事業所  | 訪問入浴サービス<br>（東京都北区身体障害者訪問入浴サービス経費補助事業実施要綱に基づく指定を受けたもの） |  | 1事業所につき100,000円 |

※1：対象外事業所

- ①基準日（令和5年12月1日）時点で、休止又は廃止の届出をしている事業所
- ②法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

※2：【令和5年4月1日からの1年間分】として支給します。

※3：同一住所の事業所において同一サービス体系の事業を複数運営する場合は、合わせて1事業所とみなすものとします。同一住所の事業所において同一サービス体系の事業を複数運営する場合は、合わせて1事業